

加藤委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
上田貢太郎委員、西内健委員、三石委員が欠席しており、代わりの委員外議員として濱口議員、田中議員、桑名議員の出席を求めている。
また、明神議長、西内隆純副議長が欠席しているので、御了承願う。
本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 意見書案の送付先について

加藤委員長 初めに、意見書案の送付先についてである。
1 ページの資料 1、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。
以上、意見書案 4 件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

加藤委員長 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から 1 時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

2. その他

(1) 6月14日本会議での答弁中の発言

加藤委員長 次に、その他である。
まず、6月14日本会議での答弁中の発言についてである。
この件については、前回の議運で弘田仮議長から不規則発言であり、慎んでいただきたい、以後このようなことのないよう注意をお願いするとの御発言があったが、これに対して日本共産党から不規則発言とは思わないとの異議があったため、会派に持ち帰って御協議いただき、本日の議運で再度御協議いただくこととしていた。
それでは、各会派の御意見を順次お伺いする。

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長 桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員 先般の発言は不規則発言であるということで、我々は考えている。

田所副委員長 私ども県民の会としては、会議規則を振り返ったときに、やはり指名もされていない中での発言であるということというのは、そうだろうと思う。ただやっぱり、先日の議論でもあったが、やじも議会の華であるという、やじとのさび分けと

というのが何かちょっと厳しい、難しいのかなとは思っているが、確かに指名されていないので、やはり発言としてはどうだったのかなと、あそこで止めるべきだった、注意すべきであったのではないかなと思う。

それと、もう一つ、この議論と少しずれるかもしれないが、あのときを振り返ったときに、あの教育長の答弁の中で確かにそのやじで、一瞬ちょっと戸惑ったような、止まったようなところも見受けられた。議会の前例を振り返ったときに、答弁を訂正できると書いてあるので、そこは教育長に事実確認をした上で、もしそこで発言に支障があったのであれば訂正をするという対応はできないかというところで意見も出たので、ちょっと提案をさせていただく。

大石委員 私どもの意見は先般もお話ししたとおりであるが、当然不規則発言であるし、それから再度繰り返しになるが、質問もそれから答弁も誰のものかというやはり県民の知る権利の中にあるものなので、それに明確に変化を与えるような発言というのは、さらに問題があるというふうに考えている。

西森委員 不規則発言というふうに思っている。

米田委員 一応、仮議長からの話は報告はした。ただ、昨日の議場の中で2度ほど、桑名議員の質問のところで、そのとおりという発言が何回か出るわけだ。そういう部類の発言、そしてまたちょうど濱口議員来ているが、体調悪くなったときに、皆さんそれぞれいろいろ議長の指名なく発言して、2時まで休憩と言った方もおいで。だからそういうことを見たときに、通常範囲のいわゆるやじになるかどうか分からないが、そういう意味合いじゃないかというふうに私たちは捉えている。

加藤委員長 それでは、ただいま御意見いただいたように、意見は一致しないというところであるが、これまでの御協議を整理すると、前回の議運での弘田仮議長の御発言は妥当なものであるというのが大勢の意見であると思う。

ついては、弘田仮議長から本会議で不規則発言があったとの指摘と、このようなことが以後ないようにと注意があったということを議会運営委員会として確認し、各党派内で周知するというにしたいので、よろしいか。

大石委員 異議あり。それは、ちょっとやっぱりおかしい。それで、そこは絶対に認めないということであれば、この間も懲罰の話が出たが、もう少し厳しい段階まで協議をしなければならないというふうに私は思うし、これを不規則発言——そもそもあの発言をもう一度録音でも聞いて、振り返って確認する必要があるように思う。そういう意味で、質問ないし答弁にやはり影響を与えるものであったのかどうかということもあるし、そこに疑義があるのであれば、この間も言ったが本来の手続上は、発言が終わった後に議事進行して、そして政治的中立性に介入するかという政治的な問題をはらんでいるのであれば、議運の場で発言の取消しを求めるとというのが正式なルールにのっとった手続だ。それもないということ、不規則でもないしと、ある種認めない中で、何もないという形でこの場で終わらすというのは、私は異議がある。反対だ。

これ、もう一つ言うと、これを認めてしまうと、おそらくやらないと思うが、例えば最大会派の自由民主党の皆さんも同じように答弁に影響を与えるような不規則発言、やじを飛ばしたときに、さらに大きな影響が執行部にある可能性だってある。

そういうことを考えたときに、本当にそれで幕引き図っていいのかということ強く思うので、日本共産党が認めないのであれば、さらなる対応のことも含めてもう一度会派に持ち帰らせていただきたいと思いますと思う。

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長

桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員

我々、仮議長の言う不規則発言というものが、それは大半は不規則であると、好ましい行為ではないというふうには認識されていると思う。ただ、米田委員の言うおとといの濱口議員、それに対して議長休ませていいとか、そのとおりとすると、この間の吉良議員の発言が同等と考えているところは、これは少し認識が甘いというか、間違っているのではないかと思う。そここのところの違いは、これはある。

米田委員

それはあるかもしれないが、ただ、議長の指名なくして発言するということについては、いわゆる世間で言うやじ的なものを、皆さん会派問わずこれまでも何回もあっているわけで、そのたびに——まあ、一般的に議長としてそういうことを控えてくださいということは何もやぶさかでない。でも、私たちはある意味そういうレベルの発言だったというふうに理解しているわけだ。濱口議員の話をしたがそれだけではなくて、この間の皆さん、議員の質問の中でもいろんなかけ声がかかったり、現にしているわけだから。

西森委員

不規則発言についてということで確認をすると、会議規則に反する行為ということで、その中に議事の妨害の禁止ということがある。議事妨害の禁止というのが第107条に、何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。先日の発言は、明らかに教育長の答弁をしている最中での発言であり、それが議事の妨害になったということは明らかだというふうに思う。

横山委員

先日の不規則発言は、答弁者に対して、政治的介入になるぞということで明らかに言っている。そのとおりのというのは、要は相づちを打っている。濱口議員に対するあれだって、議長に対して我々がこう、向かって見えていることに対して、議長は背中しか見えないから、我々がそれに対して緊急的に言っている。全然性質が違うものなので、私は不規則発言に当たると思う。

加藤委員長

そうしたら、どうしようか。もう一回持ち帰ってという意見もあるが、一度持ち帰っての議論はしていただいたと思うが、大勢の意見としては不規則発言であったと、仮議長の指摘は妥当なものであったということは確認を今したところであるが。

大石委員

今、別に懲らしめたいというわけじゃなくて、やっぱり今後の議会運営上、これは問題になるので指摘しているわけであって。先ほど、横山委員から答弁者に向けられた発言だったというふうに、まあタイミング的には確かに答弁者に向けられた発言だろうと思うが、それもちょっと分からない。加藤議員に対して言ったものなのかどうかも分からないが、そういうことも含めて、とにかくこれ、受け入れてもらわないと始まらないというので——日本共産党は、受け入れないと言って今日意見を持ってこられた。ただ、我々はそうではないということでもう一度お返しした

R4. 6. 16AM 議会運営委員会

し、さらに言うと、本当にこれで受け入れて——もう今回、これで本当は収めたい、だけど受け入れてくれないんだったら、先ほど西森委員からもあったが、さらに厳しい対応というのも視野に入ってくるということを踏まえて、もう一度会派でお話いただきたいというふうに思う、日本共産党はね。それを持ち帰ってもらいたい。

米田委員 持ち帰ってまた協議することは全くやぶさかではない。皆さんの指摘を受けて、再度。

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長 桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員 ただ、我々はもう答えは変わることはないと思うので、これは日本共産党の答えを待つということ。そういう理解でいいのか、加藤委員長。

加藤委員長 持って帰るという意見もあるが、持って帰っていただいたの結論だとは思うが。

大石委員 けれど話が変わった。そういう意味で、一度お話しはいただいたが、その米田委員の話に対してそれはちょっと違うんじゃないかという話が出たので、それは日本共産党の中で持ち帰りいただいて、本当に不規則発言というのを最終的にそういう話も出たが認めないのかどうかというのは、もう一度ちょっとお話しいただかないといけないのではと思う。

加藤委員長 意見は一致しなかったが、議運としては、今申し上げたように、仮議長の発言は妥当なものであるということで結論をつけるように今申し上げたところだが。

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長 桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員 この案件というものは、先例集とか何かには記載されていくのか。

吉岡議事課長 先例集は見たが、同じような案件はなかった。

桑名委員外議員 いや、何かに残るのか。

吉岡議事課長 議会運営委員会等協議・決定事項という冊子があるが、その中には残っていくこととなる。

大石委員 前提として、委員長はまとめて注意したということでとりまとめたとは言え、それを聞き入れないと言っているのに等しいわけだから。それでここで終わらすというのは…。だから、受け入れないのであればそれ以上の対応も視野に入るという話なのだから、別に持ち帰りで何らおかしくないと思うが。

加藤委員長 ほかに御意見あるか。いいか。そうしたら一旦持ち帰るといった意見があったので、

持ち帰っていただいて、再度協議するということによろしいか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。

(2) その他

加藤委員長 ほかに、その他で何かあるか。

(な し)

加藤委員長 それでは、協議事項は以上である。

今回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の議運になる予定だが、ここで御協議をいただきたいと思う。今の話を臨時で議運を開くかどうかというところだが、いかがか。

西森委員 臨時で開いたほうがいいと思う。今後どういう形になっていくか分からないが、例えば会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対して、議決により懲罰を科することができるという地方自治法の条文がある。その中には、懲罰の種類及び手続ということで様々載っているが、その中に、会議規則第 114 条、懲罰動議の提出ということで、懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。その後、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならないと書いてある。3 日となると今日がリミットとなるのかなと思う。だから、それはやっぱりどうなっていくのか分からないが、そのリミットを考えれば、今日中にはやらないといけないだろうというふうと思う。

加藤委員長 今日やるか、臨時の議運を。

西森委員 昼休みでもいいのではないかな。

加藤委員長 そうしたら、次回は臨時の議会運営委員会を本日の昼休み中に開催をするということによろしいか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、さよう決する。時間は追ってまた御連絡をさせていただくので、御了承願う。

本日開催が予定されている常任委員会の開会時刻は、午前 10 時によろしいか。

(異議なし)

加藤委員長 それでは、常任委員会の開会時刻は、午前 10 時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。